改正後

（本省及び各外局別の定員）

**第一条**　（略）

| 区分 | 定員 | 備考 |
|---|---|---|
| 本省 | 三八、九六五人 | |
| 観光庁 | 二〇〇人 | |
| 気象庁 | 五、〇七一人 | |
| 運輸安全委員会 | 一七八人 | 事務局の職員の定員とする。 |
| 海上保安庁 | 一三、九九四人 | |
| 合計 | 五八、四〇八人 | |

改正前

（本省及び各外局別の定員）

**第一条**　（略）

| 区分 | 定員 | 備考 |
|---|---|---|
| 本省 | 三九、三三〇人 | |
| 観光庁 | 一〇九人 | |
| 気象庁 | 五、一二〇人 | |
| 運輸安全委員会 | 一八〇人 | 事務局の職員の定員とする。 |
| 海上保安庁 | 一三、七四四人 | |
| 合計 | 五八、四八三人 | |

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　本省の定員は、次の表の期間の欄に掲げる期間においては、改正後の第一条の規定にかかわらず、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

| 区分 | 期間 | 定員 |
|---|---|---|
| 本省 | 平成三十年九月三十日までの間 | 三九、〇四七人 |

**○国土交通省令第二十四号**

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第四条第一号の規定に基づき、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行規則（昭和四十九年運輸省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 1　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号。次項及び第三項において「令」という。）第四条第一号の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。<br>一　病児保育事業の対象となる児童の居宅<br>二　前号に掲げるもののほか、不特定の者の用に供されない施設<br>2　令第六条の国土交通省令で定める算定方法は、次の算式によるものとする。<br>$10\log_{10}\left\{\frac{T_0}{T}\left(\sum_i 10^{\frac{L_{Aeq}}{10}}+\sum_j 10^{\frac{L_{Aeq}+5}{10}}+\sum_k 10^{\frac{L_{Aeq}+10}{10}}\right)\right\}$ | （新設） |
| 1　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号。以下「令」という。）第六条の国土交通省令で定める算定方法は、次の算式によるものとする。<br>$10\log_{10}\left\{\frac{T_0}{T}\left(\sum_i 10^{\frac{L_{Aeq}}{10}}+\sum_j 10^{\frac{L_{Aeq}+5}{10}}+\sum_k 10^{\frac{L_{Aeq}+10}{10}}\right)\right\}$ | 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号。次項及び第三項において「令」という。）第四条第一号の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。<br>一　病児保育事業の対象となる児童の居宅<br>二　前号に掲げるもののほか、不特定の者の用に供されない施設<br>2　令第六条の国土交通省令で定める算定方法は、次の算式によるものとする。<br>$10\log_{10}\left\{\frac{T_0}{T}\left(\sum_i 10^{\frac{L_{Aeq}}{10}}+\sum_j 10^{\frac{L_{Aeq}+5}{10}}+\sum_k 10^{\frac{L_{Aeq}+10}{10}}\right)\right\}$ |